# 名勝臥龍山荘庭園保存活用計画書

令和6年3月

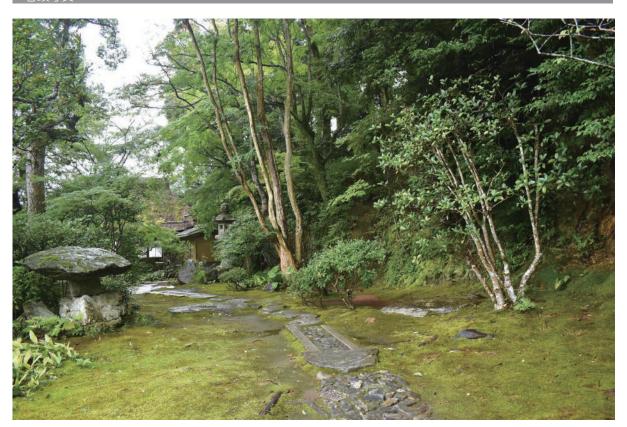
大洲市教育委員会



[巻頭写真 1] 臥龍山荘庭園 臥龍院地区



[巻頭写真 2] 臥龍山荘庭園 知止庵地区



[巻頭写真 3] 臥龍山荘庭園 不老庵地区



[巻頭写真 4] 臥龍山荘庭園 臥龍の淵

# 序 文

臥龍山荘庭園は、明治後期、本市出身の貿易商である河内寅次郎が、肱川随一の景勝 地といわれる臥龍の淵に造営した別荘「臥龍山荘」の庭園です。

寅次郎自らが、桂離宮や修学院離宮などを参考に独自の美意識を発揮して造営した臥龍山荘は、庭についても強いこだわりが表れており、眼前に広がる肱川や蓬莱山と周囲の山々の景観をダイナミックに取り込んだ庭園は、自然豊かな水郷大洲を象徴する庭園といえます。

令和3年10月、周辺の景観を大きく取り込んで空間を構成している点が極めて独創的で、また周辺から見える姿も人々の鑑賞の対象となっており、芸術上及び鑑賞上の価値、日本庭園史における学術上の価値が高いことから、国の名勝に指定されました。

本市では貴重な文化財として、その価値を損なうことなく適切に保存し活用するため、このたび「名勝臥龍山荘庭園保存活用計画」を策定しました。

今後はこの計画に基づき、適切な保存と活用を図るとともに、本庭園の価値と魅力を 更に高めるための整備を図りながら、後世に確実に継承してまいりたいと考えていま す。

最後になりましたが、本計画の策定に当たり、御協力いただきました臥龍山荘庭園保存活用計画策定委員会、文化庁、国土交通省大洲河川国道事務所、愛媛県教育委員会、 各関係機関の皆様方に厚くお礼申し上げます。

令和6年3月

大洲市教育委員会 教育長 櫛部 昭彦

# 例 言

- 1. 本書は愛媛県大洲市 411-2 外 11 筆に所在する名勝臥龍山荘庭園の保存活用計画書である。本 事業は文化庁の令和 4~5年度文化財保存事業の史跡等保存活用計画等策定費国庫補助金の 交付を受け、大洲市が実施した。
- 2. 本計画は令和 4~5年度に名勝臥龍山荘庭園保存活用計画策定委員会、文化庁文化財第二課、愛媛県教育委員会文化財保護課の指導、助言を得て、大洲市が策定した。
- 3. 本計画の策定に係る事務は大洲市教育委員会文化スポーツ課が担当した。
- 4. 本書に掲載した平面図は平成 29 年度~令和元年度に実測した「臥龍山荘・蓬莱山地形測量図」 (S=1:300) である。
- 5. 特に注記のない限り、本書に掲載した現況写真は令和4~5年度に撮影したものである。
- 6. 名勝臥龍山荘庭園の保存活用に係る法規条例などは本書の附録に記載した。
- 7. 本書は大洲市教育委員会が執筆し、株式会社環境事業計画研究所が編集した。

# 目 次

例言 …		··iv
第1章	保存活用計画策定の経緯と目的	
第1節	計画策定の経緯	1
第2節	計画策定の目的	1
第3節	計画の対象地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第4節	文化財の指定状況	4
第5節	関連計画	
第6節	事業体制	11
第2章	庭園の内容	
第1節	庭園をとりまく環境	12
第2節	沿革と史料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
第3章	庭園の価値	
第1節	本質的価値	33
第2節	地区区分と空間構成	34
第3節	庭園の構成要素・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
第4章	現状と課題	
第1節	保存管理における現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
第2節	公開活用における現状と課題	70
第3節	管理及び運営体制における現状と課題	79
第5章	基本理念と基本方針	
第1節	基本理念	80
第2節	保存整備の指標年代・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	80
第3節	基本方針·····	80
第6章	保存管理	
第1節	保存管理の方向性	81
第2節	保存管理の方法	82
第3節	防災及び防犯対策	84
第7章	公開活用、管理及び運営体制	
第1節		86
第2節		86
第3節	管理及び運営体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	88

# 目 次

第8章	整備	
第1節	整備の方向性	90
第2節	保存のための整備	90
第3節	活用のための整備	95
第9章	現状変更等の取扱い	
第1節	現状変更等の取扱い方針	97
第2節	現状変更等の取扱い留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3節	現状変更等の取扱い基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	98
第4節	構成要素ごとの現状変更等の許可申請事務	
第5節	現状変更等の申請以外の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	101
第 10 章	今後の事業計画	
第1節	実施計画	
第2節	追加指定の検討	105
第3節	計画の見直しと改訂	105
巻末資料	ļ	107
附録		
関係法令	<b>冷(抜粋)</b> ·····	110
図版目次	ζ	125
参考文献	<b>f</b>	127

# 第1章 保存活用計画策定の経緯と目的

# 第1節 計画策定の経緯

名勝臥龍山荘庭園(以下、本庭園という)は愛媛県大洲市に所在し、近世からの名所である臥龍の淵に臨み、雄大な肱川の眺望が得られる好立地にある。本庭園は肱川に面した崖上の平場、東側の島(蓬莱山)、それらの間にある臥龍の淵からなり、崖上の平場にある臥龍山荘は、明治32年(1899)から同40年(1907)にかけて河内寅次郎によって造営された。建造物は趣向を凝らした意匠が各所に見られ、昭和57年(1982)に大洲市指定有形文化財、昭和60年(1985)に愛媛県指定有形文化財となり、平成28年(2016)には建造物3棟が重要文化財指定を受けた。

一方、本庭園は昭和31年(1956)に大洲市の名勝指定を受け、昭和53年(1978)に所有者である河内陽一氏からの寄付によって大洲市(以下、本市という)の所有となり、昭和54年(1979)には公開に向けて整備を行い、翌年には一般公開を開始した。

平成7年(1995)には本庭園の建造物を対象に、自治省の地域文化財保全事業として平成の大改修を開始し、翌8年(1996)に完成した。平成22年(2010)からは商工観光課(現観光まちづくり課)の管轄のもと、指定管理団体によって施設や設備の管理及び一般公開を始めた。

本市では平成29年度から3か年で名勝地調査事業を実施し、『臥龍山荘及び亀山公園名勝調査報告書』(令和2年(2020)3月)を刊行した。名勝地調査では、大洲市指定名勝で一体として評価している「臥龍及び亀山公園」を中心に、景勝地として位置づけられた肱川の周辺環境を含めて総合調査を実施し、名勝としての価値を明らかとした。また、平成30年度には文化庁の受託事業による文化財庭園保存技術者協議会主催の実技技能研修及び文化財庭園フォーラムが開催され、庭園景観を改善する修復剪定を実施し、庭園の地割や空間性が明確となった。これらの調査などを経て、令和3年(2021)10月11日、文化財保護法に基づき、本庭園が名勝に指定された。

今後も名勝庭園として、本市と指定管理団体を始めとする関係者が本庭園の保存及び活用に組織的に取組み、後世へ保存及び継承する必要がある。そのために、相応しい保存管理のあり方を定め、公開活用、整備などを行うための基本となる計画が必要であることから、令和4年(2022)に名勝臥龍山荘庭園保存活用計画策定委員会を設置し、2か年をかけて名勝臥龍山荘庭園保存活用計画(以下、本計画という)を策定する。

#### 第2節 計画策定の目的

本庭園では平成28年(2016)より、文化財庭園保存技術者協議会元代表の水本隆信による植栽及び庭園管理の指導を得て、地元造園技術者と共に庭園整備を進め、個々の課題への対策を講じてきた。しかしながら、根本的な対策や長期的な景観対策などについては検討が及んでおらず、「平成の大改修」から約30年が経過した現在、建造物の老朽化などの課題も発生し、計画的な保存修理の時期を迎えたと言える。

本計画では、今後の保存活用に向けて、改めて本庭園が有する本質的価値と構成要素を明確にし、 それらの確実かつ適切な保存を図ったうえ、適切な整備や公開活用を行うための基本方針及び方法 などを検討することを目的とする。さらに、現状における課題や今後発生する可能性のある諸問題 への対策、現状変更等の取扱い基準をまとめた計画を策定する。

# 第3節 計画の対象地

# 第1項 位置

本庭園が所在する大洲市は、愛媛県の西部に位置し、県都である松山市から西南に約50kmの距離にあり、北は伊予市と喜多郡内子町、西は八幡浜市、南は西予市の3市1町に隣接している。市の中央には、四国縦貫、横断自動車道が整備され、松山方面から、八幡浜、西予宇和島、高知四万十方面への玄関口として、広域流通や商業の拠点形成が進むとともに、文化、交流、観光の面でも重要な結節点となっている。

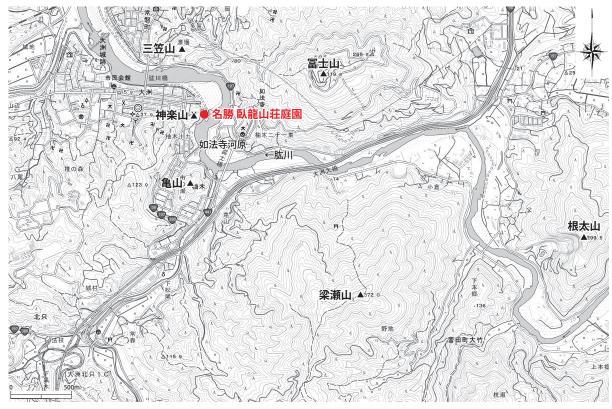
本庭園は本市の肱南地区に位置する。肱南地区は 肱川が大きく湾曲した中流域に広がる旧城下町で あり、戦災を免れたことから大洲城や武家屋敷など が多く残る。本庭園もその一つであり、臥龍の淵や



[図 1-1] 大洲市位置図 (国土地理院地図に加筆)

富士山、梁瀬山、亀山、神楽山、如法寺河原を眺めることができる景勝地に立地している。

また、「肱川水と緑のネットワーク」(国土交通省)整備区域内にあり、本庭園の周辺には肱川 の水辺にふれあうことができる散策路が整備されている。



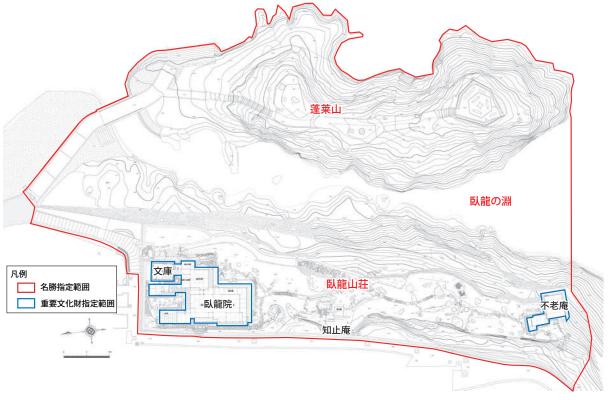
[図 1-2] 臥龍山荘庭園位置図 (国土地理院地図に一部加筆)

# 第2項 対象範囲

本計画の対象範囲は、名勝指定範囲である 6,764.40㎡を基本とする。ただし、庭園を取り巻く環境についても一体として配慮する必要があることから、眺望景観を成す亀山、冨士山などの周辺環境を含めて検討を行う。なお、重要文化財指定の建造物に対する詳細計画については、建造物保存活用計画において定める。



[図 1-3] 対象範囲位置図(国土地理院地図に一部加筆)



[図 1-4] 名勝指定範囲

# 第4節 文化財の指定状況

本庭園は令和3年(2021)10月11日に、文化財保護法に基づいて名勝に指定された。以下に本庭園の指定説明と関連する建造物の指定状況を示す。

第1項 庭園

名 称:臥龍山荘庭園

種 別 1:名勝

面 積:6,764.40㎡

指定番号: 文部科学省告示第 139 号

指定年月日: 2021年10月11日(令和3年10月11日)

指定基準:一、公園、庭園

所 在 地:愛媛県大洲市大洲 411-2 外 11 筆

所有者名:大洲市、国

説明文: 臥龍山荘庭園は大洲の旧城下町東部の外れに位置する。この付近は肱川が蛇行しながら北へ流れ、淵と瀬を形成している。庭園はその淵に面する左岸の崖の上にあり、北東から南にかけて肱川とその河原が、その外側を富士山(標高約320 m)、梁瀬山(同約372 m)、亀山(同約70 m)などの山々が囲んでいる。

臥龍山荘庭園は、新谷(現・大洲市新谷)出身の貿易商河内寅次郎(1853~1909)が明治後期に造営したものである。寅次郎は神戸を拠点として木蠟の輸出で財をなした。工事は明治32年(1899)5月の石垣の築造に始まり、10年近くの歳月をかけて建築物や庭園が整備された。建築は地元の大工作が登遠雄(1870~1935)が棟梁を務め、細部の造作には金物師中川浄益・2など千家の茶道具の職家が関わった。庭園の施工は神戸の庭師「植徳」が行ったと伝わる。明治42年に寅次郎は病気のため神戸で亡くなったが、その墓は肱川を隔てて臥龍山荘を見守るように建てられた。寅次郎没後は長らく親族によって管理が行われ、その後昭和53年に大洲市の所有となった。昭和55年から一般に公開されている。

指定範囲は、西側の崖上の平場、東側の島、それらの間にある渓谷の三つに大きく分かれる。崖の上の平場は、肱川の水面から十数mの高さで南北に細長い。北辺約20m、南辺約10m、南北約90mの大きさで、臥龍院、不老庵などの建築物や庭園が造られている。東側の島は現在「蓬莱山」と呼ばれているが、江戸時代の「大洲城下町割図」(19世紀前半、大洲市立博物館蔵)には「臥龍山」と書かれている。南北約100m、東西約40mの島で肱川に浮かぶ。二つの小丘があり、その様子が龍の背中のように見えることから「臥龍」と名付けられたと伝わる。一番高いところは水面から10mあまりの高さがある。間にある渓谷は肱川の深淵から続いており、「臥龍の淵」といわれている。東西両面は切り立った崖になっている。

崖上の平場には、北辺の中央東寄りに正門があり、北西部に主屋「臥龍院」、真ん中西寄りに茶室「知止庵」(昭和 24 年に浴室便所を改築)、南端に懸造の離座敷「不老庵」が建つ。北にある正門を入ったところは左に中低木等の植込みのある前庭となっており、歩を進めると道は二手に分かれる。右へは階段が、左へは崖沿いに園路が延びる。階段の右手には石垣が築かれており、その上には「文庫」と呼ばれる土蔵が見える。石垣には、元から生えていて残されたチシャノキや嵌め込まれた石臼があ

り目を引く。階段を上っていくと進路は大きく右へ転回し、左に庭園への入口である「路次門」が、そして目の前に主屋の臥龍院が現れる。「路次門」の前を過ぎ臥龍院の縁先に沿って進むと玄関に至る。臥龍院は茅葺の建築物で桂離宮などの名建築から着想を得た意匠を取り入れるなど、細部に趣向を凝らしている。

臥龍院の周りには北西部と南側に庭園がある。北西部の庭園は、建物と塀に囲まれた空間で、塀際に設置された便所まで縁先から飛石が打たれている。南側の庭園は、 臥龍院から見たとき、縁先から奥へ飛石や延段の園路が延びる。飛石には緑色片岩や 伊予上灘で採れる「げんだ石」のほか、石臼を転用したものなどもある。右手前には 釣瓶を伴った井戸があり、そのほかには山燈籠を含む数基の石燈龍を随所に配置して いる。植栽はモッコク、サルスベリ、センリョウのほか、奥にソテツなどを配し、地 表面はコケ類やシダ類で覆っている。また東の方向には、植込みの向こうに蓬莱山、 富士山、肱川を望むことができる。

臥龍院から奥へ続く園路は、緩やかにくねりながら南端の不老庵までおよそ 60 m 延びている。様々な石を用いた飛石や延段に沿って 15 mほど進むと、右に知止庵、左に低い築山がある。それらの少し先に中門の痕跡があることから、元々はここで庭園が区画されていたものと考えられる。中門跡を過ぎても緑色片岩や輝緑岩等、多様な石を使った飛石や延段が続き、その脇を景石、石燈籠、コケ類、シダ類等が飾る。前方にサルスベリやカエデ類、左に峡谷の景を見ながら進むと不老庵へ近づいていく。不老庵は茅葺の懸造の建築物で、その座敷からは左手奥から流れてきた肱川が大きく方向を変えて淵をなし、眼下を流れゆく様が見える。天気のよい日には太陽の光が水面に反射し、季節や時間によって様々な輝きを見せる。蛇行する肱川の向こうには、左から右へ冨士山、梁瀬山、亀山等が周りを取り囲むように裾を重ね、その壮大な景観は最大の見どころとなっている。

臥龍山荘庭園は、眺望の利く地に個人の別荘の庭園として造営されたものである。 一方で臥龍の淵近辺は人々の観賞の対象になっており、大正期から昭和初期の絵葉書 や写真には、臥龍の淵、不老庵、蓬莱山が一緒に写ったものが多数ある。その後に撮 影された写真でも同様の構図を確認することができ、臥龍の淵周辺は現在に至るまで 大洲を代表する景観の一つであり続けている。

以上のように、臥龍山荘庭園は、明治後期に実業家河内寅次郎が眺望を念頭に趣向を凝らした建築物とともに造営した庭園で、肱川、冨士山等からなる周辺の景観を大きく取り込んで空間を構成している点が極めて独創的である。また、不老庵、臥龍の淵、蓬莱山を含む景観は現在まで観賞の対象となってきた。芸術上及び観賞上の価値、日本庭園史における学術上の価値は高く、名勝に指定し保護を図るものである。

説明文引用:文化庁監修「月刊文化財」9月号(696号)第一法規 令和3年9月 ※文中の漢数字は算用数字に、メートル法は記号に改めた。また注釈を加筆した。

# 第2項 建造物

本庭園の建造物は知止庵を除く3棟が重要文化財に指定されている。以下に、文化財指定内容を掲載する。

名 称:臥龍山荘

所 在 地:愛媛県大洲市大洲字勘兵衛屋敷 411 番地

所 有 者:大洲市

文庫 (建築面積 17.33㎡)

指定年月日: 平成 28年 (2016) 7月 25日

説 明: 臥龍山荘は、大きく蛇行する肱川の、臥龍の淵をのぞむ景勝地に建つ。木蠟の輸出で財をなした大洲市新谷出身の貿易商河内寅次郎(1853~1909)が建てた別荘で、明治30年頃寅次郎がこの地を購入し、同33年から建築を開始した。まず不老庵が明治34年に建てられ、文庫が同37年に上棟、臥龍院が同38年に上棟した。地元大洲市中村渡場の大工中野寅雄(1870~1935)が棟梁を務め、臥龍院の細部造作には金物師中川浄益や塗師中村宗哲など千家の茶道具の職家が関わった。その後明治42年の寅次郎没後は一族親戚が居住管理してきたが、昭和53年に大洲市の所有となり、同55年から一般公開されている。

敷地は肱川の流れに沿って南北に長く、北に入口を構える。入口に近い敷地北寄りに臥龍院が建ち、その北に文庫が接続する。敷地南端には崖地に張り出すように不老庵が建つ。臥龍山荘の建造物は、昭和60年2月15日付けで愛媛県指定文化財になっている。また、庭園は昭和31年9月30日付けで「臥竜及び亀山公園」として大洲市指定名勝となっている。

臥龍院は、寄棟造、茅葺の主屋で、桁行 12.3 m、梁間 7.4 mで東面北半を突出させ、北面西寄りに炊事場、東寄りに浴室及び便所を、いずれも切妻造、桟瓦葺で附属する。平面は南に 13 畳半の壱是、北に 9 畳半の清吹を並べ、清吹の東に仏間始定を挟んで8 畳の霞月を置く。霞月の北は 3 畳の迎礼とし、東に土間の玄関を突出させる。壱是の南から東面にかけて畳廊下の佐屋間を廻し、その外に榑縁を張る。霞月の南と清吹の北に半間幅の廊下、霞月の東、清吹の西に高欄付の縁を付す。

壱是は、西面に奥行1間の大床を構えて床脇に棚と物入を作り、南の付書院に \*\*\*たいますがしますがします。 松皮菱黒漆塗の花頭窓を付け、欄間の屋久杉板に鳳凰の透彫を飾る。天井は棹縁天井 である。能舞台としての使用も想定し、床下を掘り込み、備前焼の甕を12個埋める。 佐屋間は天井を化粧屋根裏とし、欄間に丸い下地窓を千鳥に配す。軒は細丸太の垂木 を深く差し出して茅屋根を軽やかにみせ、榑縁はツガの良材で、浄益銘の飾り釘が打 たれる。

清吹は、北西隅に琵琶床を作り、その東に半間幅の床と平書院を並べ、南側に1間半幅の大書院を備える。床に籐の敷物を敷き、大書院の奥を障子引違とし、欄間に 花筏の透彫を飾るなど夏向きの趣向をみせる。大書院上部に神棚を作り、神棚前部の壁止めを雲状の曲線とする。平書院の水紋や南面欄間の菊水の透彫、東面壁の雪輪形の窓など、随所に趣向を凝らし、流水を主題とした数寄屋造の空間を創出する。

始定は1畳強の広さの仏間で、北の仏壇境には籃胎に溜塗を施した壁面に黒漆の

まっこっゃく 木瓜枠をもつ障子窓を開け、天井を桐の一枚板とする。

霞月は、北面を踏込とし奥行の浅い床と太鼓襖の出入口を設け、西面に棚と押入を据える。床には炉を切り、天井は一面の紙張とする。棚は三段の霞棚を設えて壁面に丸窓を開け、裏手にあたる清吹からの光を取り込み、満月を思わせる仕組みとする。押入の引戸金具は蝙蝠形とする。東面平書院の欄間は瓢箪の透彫とし、障子は細い台形断面の組子を用いる。東縁の高欄は斜め桟を組み合わせた時雨意匠とする。廊下の床板はマツの一枚板だが、化粧目地で縁甲板風に見せる。

迎礼は玄関から続く小間で、3畳の東に一段低い1畳分の竹簀子床を付す。玄関は 土間で天井は化粧屋根裏とする。

不老庵は、桁行 4.9 m、梁間 3.9 m、寄棟造、茅葺の離座敷で、北面西寄りに切妻造桟瓦葺の茶室を附属する。本体の過半を基礎の石垣から張り出した懸造とし、皮付きのスギ丸太を半間ごとに立て並べ、貫四段で固める。西面には葉のついた槇の立木をそのまま使い、軒を受ける。内部は 8 畳の一室で西面に幅 2 間の踏込床を設け、天井は一枚の竹網代をヴォールト状に張り込む。西を除く三方を開放して高欄付きの縁を巡らし障子をたてる構成で、崖下の肱川の眺望を得る。茶室は 3 畳の規模で、南面を床、北を物入とし西に出入口を付す。床にはナンテンの古木の落掛、サクラの皮付床柱を用い、天井は赤松小丸太の棹縁天井とするなど、趣向を凝らす。

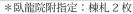
文庫は、桁行 4.6 m、梁間 3.7 m、二階建の土蔵で、屋根は寄棟造、桟瓦葺の置屋根で軒を扇垂木とする。石垣上に建ち、外壁は下部に舟板を竪板張とし、上部にひしゃぎ竹を張り、軒廻りのみ土壁を現す。開口部には片開の銅板扉を開き外観のアクセントとする。内部は板敷で、壁は真壁漆喰塗である。

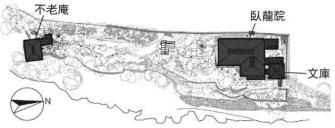
臥龍山荘は、桂離宮などの名建築から着想を得た細部意匠を引用しつつ再構成した 臥龍院、肱川を見下ろす懸崖上に大胆に張り出す不老庵など、いずれも吟味された材料と熟練した技術により、全体構成から細部に至るまで、極めて独創的で濃密な数寄屋の意匠にまとめ上げており、四国地方における近代の数寄屋建築の優品として、高い価値を有している。

> 説明文引用:文化庁文化財部「月刊文化財」8号(635号)第一法規 平成28年8月 ※文中の漢数字は算用数字に、メートル法は記号に改めた。

指定基準 棟名 年代 種別 構造及び形式等 臥龍院 明治38年(1905) 近代/住居 木造、茅葺、北面炊事場、浴室及び便所附属、桟瓦葺 (一) 意匠的に優秀なもの 不老庵 明治34年(1901) 近代 / 住居 木造、親及び桟瓦葺 (一) 意匠的に優秀なもの 近代/住居 土蔵造、二階建、南面廊下附属、桟瓦葺 (一) 意匠的に優秀なもの **立**庫 明治37年(1904)

[表 1-1] 重要文化財指定建造物 各棟の詳細





[図 1-5] 重要文化財指定建造物の配置図(出典:文化庁文化財部『月刊文化財』8号(635号))

# 第5節 関連計画

愛媛県及び本市では様々な計画が策定されており、本庭園に関連する計画は下図に代表される。 文化財の継承や魅力の発信、肱川の景観を中心としたまちづくりなどが計画されており、本庭園は 市内における唯一の名勝であること、肱川の眺望における重要な景観の一つであることから、関連 計画を踏まえて本計画を策定する。

さらに、愛媛県文化財保存活用大綱の基本方針を具現化するものとして、本庭園における保存活用の基本方針を定め、整備に向けた事業計画を検討する。

#### 第2次大洲市総合計画後期基本計画

第1次:平成19年度~平成28年度 / 第2次:平成29年度~令和8年度

「人・自然・まちきらめく」「知行創造」「自立と共創」を基本理念に、将来像「きらめくおおず〜みんな輝く肱川流域のまち〜」を定める。

#### 《基本目標》

- 1 活力きらめくまちづくり
- 2 安心きらめくまちづくり
- 3 文化きらめくまちづくり -
- 4 快適きらめくまちづくり
- 5 自然きらめくまちづくり
- 6 人々きらめくまちづくり

#### 【文化・芸術・スポーツの振興】

本市の歴史や風土の中で育んできた文化や文化財、芸術を受け継ぎ、伝承していくとともに、その魅力を発信・活用し、文化・芸術に親しむ機会の創出や地域文化の創造につなげる。

- ・文化財の調査と保存・活用
  - ・既存文化財の再整理、新たな文化財発掘のための調査研究
  - ・「大洲市歴史的風致維持向上計画」に基づき歴史・伝統・文化を活か したまちづくりを推進

#### 大洲市都市計画マスタープラン

〈平成20年1月策定 令和2年3月改定〉

#### 大洲市の将来都市像

「清流肱川が結ぶひと・自然・まちがきらめく魅力創造都市 大洲」 都市づくりの目標設定

- 1. 安全・安心のまちづくり
- 2. 快適性・利便性のまちづくり
- 3. 個性・魅力のまちづくり

⇒歴史・文化に囲まれた、個性豊かな魅力あふれる都市づくり

# 大洲市景観計画

〈平成21年3月策定 平成25年7月改定〉

景観づくり7か条(抜粋)

- 第5条 歴史の香る町並みを大切にしながら、心安らぐ景観を育むまち ⇒歴史の香る町並みを大切にしながら、住む人にも、来る人にも優し い景観を育む
- 第7条 大洲城や長浜大橋に代表される眺望景観を大切にしながら、魅力的な景観を育むまち
  - ⇒大洲城を望む眺望景観を大切にしながら、魅力的な景観を育む

#### 肱川かわまちづくり (第1期)

〈令和2年1月策定〉

基本理念 「水郷文化とともに 育ち続けるかわまちづくり」 方針(抜粋) 2. 受け継がれてきた大洲の文化・歴史とふれあう ことのできるかわまちづくり

#### 大洲市教育大綱

〈平成27年12月策定 令和4年3月改定〉

#### 基本理念

「ふるさと"大洲"を愛する人づくり」

#### 基本目標

- 1. 未来を拓く子供の育成
- 2. 生涯学習の推進と文化・スポーツ振興
- ⇒文化・芸術の振興
- 3. 豊かな学びを支える教育環境づくり

# 大洲市歷史的風致維持向上計画(第2期)

〈第1期:平成24~33年度 第2期:令和4~13年度〉 令和4年3月策定

大洲市の維持及び向上すべき歴史的風致

- 1. 肱川と共生する人々のくらしにみる歴史的風致
- 2. 城下町と祭礼にみる歴史的風致
- 3. 湊町長浜の祭礼にみる歴史的風致
- 4. 中江藤樹と大洲「藤樹学」にみる歴史的風致
- 5. 農村地域の民俗芸能にみる歴史的風致

#### 大洲市観光まちづくり戦略ビジョン

〈令和2年4月策定 令和4年3月改定〉

大洲市観光まちづくり町家活用エリア基本計画

〈平成31年4月策定〉

# 名勝臥龍山荘庭園保存活用計画〈令和6年3月策定予定〉

愛媛県文化財保存活用大綱 〈令和3年2月策定〉

「支え合い 地域に活かす 文化財〜知って、まもって、活かしてつなぐ えひめの魅力〜」を基本理念に、文化財の保存活用を図る。

[図 1-6] 関連計画との位置づけ

# 大洲市都市計画マスタープラン 平成 20年(2008) 1月策定 令和 2年(2020) 3月改定

大洲市都市計画マスタープランは大洲市総合計画の見直しに伴い、計画の見直しを行った。年次目標を令和22年(2040)とし、まちづくりの実現に向けた基本的な考え方と取り組み方針を示したものである。目標設定の一つに「個性・魅力のまちづくり」があり、歴史や文化が豊富な立地を生かした都市づくりを掲げ、観光資源の相互連携や回遊性の向上、まちづくりとしての活用を提示している。本計画においては周辺施設との連携を図るため、公開活用の基本方針を定めた。

#### 大洲市景観計画 平成 21 年(2011) 3 月策定 平成 25 年(2013) 7 月改定

大洲市景観計画は景観法に基づき、本市の美しい姿、風土を将来に向けて守り、育てていくための計画である。地域ごとの実情や歴史的背景に考慮し、5種類区域に細分化し、各地域の景観形成方針を定め、建築行為に関わる規制等を行っている。本庭園は昔懐かしい伝統的景観保全及び形成区域に位置しており、建築行為に関わる景観形成方針が定められている。

本計画では整備にかかる内容において、敷地外から目に入る場所に新設する構造物などの色彩に 留意することを方針に定めた。

# 大洲市教育大綱 平成 27 年 (2015) 12 月策定 令和 4 年 (2022) 3 月改定

大洲市教育大綱は大洲市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めたものである。「ふるさと"大洲"を愛する人づくり」を基本理念とし、3つの基本目標を掲げている。

その中に生涯学習の推進と文化やスポーツの振興があり、基本方針に文化・芸術の振興を挙げている。本市の歴史や風土の中から生まれ、育まれた文化や文化財を保存及び継承し、その魅力を発信、活用するとともに、文化や芸術に親しむ機会の提供や個性豊かな地域文化の創造に努め、誇れるふるさとづくりを推進するとある。本庭園がその一助となれるよう、活用計画の基本方針を定めた。

#### 肱川かわまちづくり 令和2年(2020)3月策定

肱川かわまちづくりは「水郷文化とともに育ち続けるかわまちづくり」を基本理念に、肱川と共に歩んできた歴史、文化、伝統を活かしながら将来にわたって活力ある地域づくりを進めるものである。第1期計画では環境整備主要拠点内の文化歴史ふれあいゾーンを中心に整備を行う。これにより、各文化及び観光施設との繋がりが望め、本計画ではこれを前提とした活用計画を検討した。

#### 愛媛県文化財保存活用大綱 令和 3 年(2021)2 月策定

愛媛県は文化財の保存と活用の基本的な方向性を明確化し、県内における各種取組みの共通基盤を定めた。基本方針のうち、本計画策定の趣旨は④文化財の適切な維持管理と修理・整備等、⑤文化財活用の拡充、⑥文化財の活用による保存、⑦文化財保護体制の強化、と特に関連している。

これらを本計画策定の趣旨と照らし合わせると次のように考えられる。名勝庭園と重要文化財建造物の一体的な保存活用計画を策定し、計画的な保護事業を実施する。本庭園は、すでに公開活用を行っているが、安全性や快適性等を向上させるとともに、名勝庭園と重要文化財建造物の魅力をより強く伝達する仕組みを工夫していく必要がある。文化財の本質的価値を理解したうえで、まち

# 第1章 保存活用計画策定の経緯と目的

づくり、観光、教育等の地域社会における活用を図り、地域での認知を向上させ、保護の機運が高まるように取り組む必要がある。保存活用を図るため、学芸員等の専門職員の確保と育成に加え、関連施設等との連携が必要であり、管理及び運営体制の拡充を図った。

# 第2次大洲市総合計画後期基本計画 令和4年(2022)3月策定

第1次大洲市総合計画は平成19~28年度を計画期間とし、将来像を目指してまちづくりを進めた。平成29年度からは、更なる発展に向け第2次大洲市総合計画を策定した。この計画は平成29~令和8年度の計画期間の中間年度に見直しを図ったものである。将来像を実現するための施策の一つに文化財の調査と保存及び活用を挙げており、本計画では施策である保存や活用を図るための保存計画を策定する。さらに歴史、伝統、文化を活かしたまちづくりを推進していることから、本計画では周辺施設との連携を図るため、公開活用の基本方針を定めた。

# 大洲市歴史的風致維持向上計画(第2期) 令和4年(2022)3月策定

大洲市歴史的風致維持向上計画では大洲城跡及び旧城下町が存在する肱南地区を重点区域を定めている。重点区域は国指定の重要文化財やその周辺に残る歴史的に価値の高い建造物と歴史や伝統を反映した人々の活動が一体となって形成された、良好な市街地環境を有する地区であり、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することを特に必要としている。本計画においては公開活用の面で周辺の歴史的建造物との連携を図るため、基本方針を定めた。

# 第6節 事業体制

# 第1項 事業体制

計画を策定するにあたり、令和 4 年(2022) 11 月 1 日に有識者会議として「名勝臥龍山荘 庭園保存活用計画策定委員会」(以下、策定委員会という)を設置した。

事務局は大洲市教育委員会が務め、学識経験者や関係者、行政機関により構成される策定委員会において計画策定に向けた審議を行った。

【名勝臥龍山荘庭園保存活用計画策定委員会名簿】

※〈 〉内は専門分野

委員長丸山 宏 名城大学 名誉教授〈庭園史〉

副委員長 江﨑 次夫 愛媛大学 名誉教授〈森林環境学〉

委 員 矢ヶ崎善太郎 大阪電気通信大学 教授〈建造物〉

菅野 隆次 大洲市文化財保護審議委員会委員

菅野建設株式会社代表取締役 〈建造物/郷土史〉

オブザーバー 青木 達司 文化庁文化財第二課 名勝部門 文化財調査官

吉村 医 国土交通省 大洲河川国道事務所 河川管理課長

西村 暢人 愛媛県教育委員会文化財保護課 埋蔵文化財係 係長

水本 隆信 臥龍山荘 植栽管理技術指導者

文化財庭園保存技術者協議会 元代表

事務局城戸弘一大洲市教育委員会教育部長

脇 坂 剛 大洲市教育委員会 文化スポーツ課課長

大津 宝丈 同上 課長補佐

岡﨑 壮一 同上 専門員

白石尚寬同上専門員(令和4年度)山田広志同上係長(令和5年度)

山下 和広 大洲市建設部 都市整備課課長(令和4年度)

村上 司 同上 (令和5年度)

徳石 伊重 大洲市環境商工部 観光まちづくり課課長

# 第2項 策定委員会の開催経過

令和  $4 \sim 5$  年度において、計 4 回の策定委員会を開催し、本計画について審議を行った。 [表 1-2] 策定委員会経過内容

	年度	日時	審議項目	出席者(敬称略)
第 1 回	令和	令和4年11月16日	<ul><li>・計画策定の概要、目次構成</li><li>・庭園の内容、価値について</li><li>・現地確認</li></ul>	委員: 丸山宏、江崎次夫、矢ヶ崎善太郎、菅野隆次 オプザーパー: 青木達司、吉村匡、西村暢人、水本隆信 / 事務局
第 2 回	4年度	令和5年2月20日	・現状と課題 ・基本理念と基本方針 ・保存管理 ・公開活用及び運営 ・管理体制	委員: 丸山宏、江崎次夫、矢ヶ崎善太郎、菅野隆次 オプザーバー: 青木達司、吉村匡、西村暢人、水本隆信 / 事務局
第 3 回	令 和 5	令和5年7月19日	<ul><li>整備</li><li>現状変更等の取扱い</li><li>今後の事業計画</li></ul>	委員: 丸山宏、江崎次夫、矢ヶ崎善太郎、菅野隆次 オプザーバー: 青木達司、吉村匡、西村暢人、水本隆信 / 事務局
第 4 回	年度	令和6年1月24日	・全体構成の確認	委員: 丸山宏、江崎次夫、矢ヶ崎善太郎、菅野隆次 オプザーバー: 青木達司、吉村匡、西村暢人、水本隆信 / 事務局

# 第2章 庭園の内容

# 第1節 庭園をとりまく環境

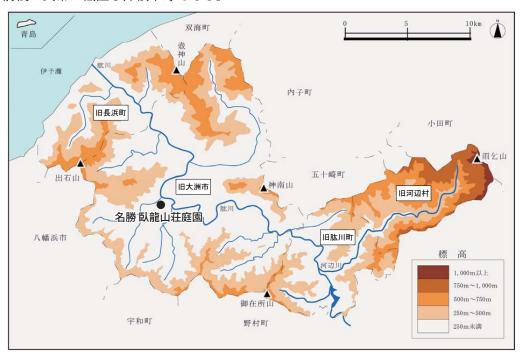
第1項 自然環境

(1) 地形/地質

#### ①地形

本市は市域の中心を一級河川肱川とその支流である矢落川が流れ、流域に沿って田畑や集落、市街地が形成されている。面積は 432.24k㎡であり、その 70.6%が森林で構成され、豊かな農林業地域を形成している。中央部には大洲盆地が広がり、北西部は瀬戸内海 伊予灘に面している。肱川は先行性河川と呼ばれ、上流域だけでなく、下流域でも高い谷壁が河川に迫っている様子が見られる。大洲盆地から下流は山が両岸から迫り、河口に行くほど平野の広がりがないといった地形的特性を有している。流域面積の約 90%が山地で、肱川は山に挟まれた狭窄部を経て、伊予灘に注ぐ。本庭園は肱川が大きく蛇行する地点にあり、川の浸食、堆積作用によって河原ができ、上流から運ばれた礫が堆積しやすい場所である。

大洲盆地は伊予灘海岸の長浜から四国山地を直線距離で、およそ 12km さかのぼる内陸性の盆地である。しかし、その盆地床にあたる大洲平野は、しま目地層に沿って生じた延長 10km、最大幅 2.5km、そして深さが海面下 30 m以上に達する陥没帯に、氾濫頻度のきわめて高い肱川が交わり、それをすっかり土砂埋没させてしまった面積およそ 10km、そして海抜わずかに 10 m前後の異常に低湿な沖積平野である。



[図 2-1] 地形図 (大洲市『大洲市景観計画』 平成 21 年 3 月に加筆)

# ②地質

本市の地質は北から、長浜地域の三波川変成コンプレックスの苦鉄質片岩、その南側に大洲市中心部を構成する三波川変成コンプレックスの御荷鉾緑色岩類などが分布している。

御荷鉾緑色岩類は変斑れい岩、変輝緑岩(変成ドレライト)、玄武岩質凝灰岩などからなり、 塊状に分布している。これらの岩石は浸食に対する抵抗力が強く、急峻な地形を作るとともに、 大洲盆地などにおける肱川の流路を規制している。その南側は、ジュラ紀付加コンプレックス (秩父累帯北帯)となり、チャートや左岸の岩塊を含む泥質混在岩で構成されている。

冨士山から神南山付近に変輝緑岩が分布し、硬く、風化しにくいため、昔から大洲城をはじめ とする石垣に利用されている。

本庭園が位置する地域は、肱川の両岸が白亜紀時代の三波川変成コンプレックス\*3の内、大 洲ユニット \*3 が分布し、泥質片岩から成る。大洲ユニットは、泥質片岩から主に構成され、こ れに少量の変成チャート及び苦鉄質片岩、砂岩を伴う。

泥質片岩は黒色、暗灰色、銀灰色を呈し、片理(鉱物が薄片を重ねるように並行に配列して縞 模様を呈する構造)が発達している。変成チャートは白色、灰白色、薄赤茶色を示し、厚さ数cm の石英からなる層の間に変成泥岩が挟まれる層状構造を示す。苦鉄質片岩は緑色を示し、弱い片

理が発達する。なお、 周辺は現河床堆積物の 礫、砂及び泥から成る。

礫,砂及び泥

礫,砂及び泥



[図 2-2] 地質図

(独立行政法人産業技術総合研究所 地質調査総合センター「5万分の1地質図大洲」2010年に加筆)

# (2) 植生

大洲ユニット\*2

現河床堆積物

後背湿地及び 谷底低地堆積物

自然堤防堆積物

神南ユニット (御荷鉾緑色岩類)

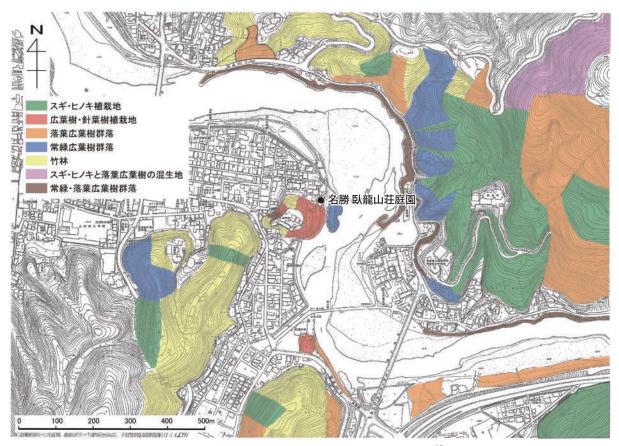
愛媛県全体の森林の現況としては、天然林が 35.2%、人工林 60.2%、竹林が 1.1%、その他 3.5% となっている (平成30年(2018) 12月時点)。大洲市の森林面積は総合計が31,515haで、樹 種別面積の構成は、マツ 5.5%、スギ 28.7%、ヒノキ 28.9%、クヌギ 12.2%、竹 2.5%などとなっ ている(平成30年(2018)12月時点)。

次に平成30年(2018) 秋から令和元年(2019)7月に実施した対象地(ここでは臥龍山荘 及び亀山公園)を含めたこの地域の植生調査結果を基に、植生の変遷(植生遷移)\*4 や今後の課 題などについて、詳細に記述する。

対象地を含めたこの周辺地域の森林は、人間が関わりを始めた縄文時代には常緑広葉樹(照葉 樹)が主体であった。森林の劣化はこの時代から始まり、江戸時代には、急激な人口増により、 これまで以上に生活に必要な物資を多量に森林から採取したため、森林は一層荒廃し、痩せ地 や乾燥地に強いアカマツ主体の林分になっていたようである。その後、アカマツ林で土壌が肥沃 化した場所やその周辺には、シイ、カシ類などの常緑広葉樹やコナラ、クヌギなどの落葉広葉樹 が侵入したようである(江戸、明治期の絵図や文献による)。それらは、明治時代以降、なかで も戦後の昭和 20 年代から 30 年代初めの拡大林思想に伴って、地味の比較的良い場所は、スギ、 ヒノキやクヌギなどの人工林に林種転換され、今日に至っている。人工林でクヌギ林が多いのが

註 3. 複数の岩石や地層から構成される複合岩体は"コンプレックス"と称し、その中の構造単位を"ユニット"と記述した。 したがって、従来"岩体"や"層"と表現されていたものの一部は、上記の通り、表現されている。

<sup>4.</sup> 縄文から現在までの臥龍山荘及び亀山公園を含む周辺の植生の推移(遷移)状況については、文献や古い絵図を参考 に調査を行った。



[図 2-3] 臥龍山荘及び亀山公園周辺の植生図 \*5 (愛媛大学名誉教授 江崎次夫作成 令和元年 7 月 10 日)

この地域の特徴である。これは大洲藩が薪炭材としての植栽を奨励したことによる。現在のアラ カシは土壌の非常に薄い場所に、コジイはそれよりはやや厚い箇所に分布の傾向が認められる。 また、残存していたアカマツ林は坑木、パルプ材や用材に活用されていたが、時間の経過と共 に、土壌化が進行し、次第に広葉樹が侵入して優占種となり、これに松くい虫の影響も重なって アカマツの樹勢は低下傾向であり、現在はほとんど見かけることはできない。松くい虫被害の跡 地は大部分がヒノキ林となっている。スギ、ヒノキなどの人工林は昭和39年(1964)の木材 輸入の全面自由化に伴う影響をうけて木材価格が低迷し、その結果、手入れ不足となり、放置森 林が急増している。広葉樹林についても、昭和30年代頃までは、炭焼きの原料、各家庭用の薪 やカヤ、水田や畑地の有機質肥料、農機具の材料や稲木および山野草などを、里山の広葉樹林か ら採取するために、人々が里山に積極的にかかわってきた。つまり、人々と里山のかかわりが深く、 常に人々の手が入り、その結果として里山は整備されてきた経緯がある。しかし、昭和 40 年代 以降からはプロパンガスや他の代替燃料の発達という燃料革命があった。加えて化学肥料などの 普及、また、農機具の機械化が急速に進展してきた。そのため、人々は里山から日常の生活に必 要な物資を採取する必要性がなくなった。さらに、シイタケ価格の下落により、クヌギのシイタ ケ原木としての需要も減少した。里山と人々の関わりが希薄となり、その状態が今日まで続いて いる。その結果として、落葉広葉樹のコナラ林やクヌギ林にはアラカシ、ヤブツバキやカゴノキ などの常緑広葉樹が目立つことから、コナラ林などから常緑広葉樹林への遷移が進んでいるもの と考えられる。

また、江戸時代に中国から移入されたモウソウチクは、本地域でもタケノコ価格の低迷で、放

置竹林の中心的な存在である。これに加えてマ ダケ、ハチクなどの放置竹林も増大している。

対象地の臥龍山荘の庭園は明治の後半から整 備が始まった。ここにはアカマツやイロハモミ ジやイヌマキに加えて、シュロなどが植栽され、 今日に至っている。現在、アカマツは見られず、 オガタマノキ、ヒラドツツジ、サツキ、ヤブツ バキ、サザンカ、ソテツ、クロガネモチ、ナン テン、ラクウショウなどが主体となっている。 コジイ、アラカシ、エノキ、センダンやクスな どの大木も見られる。それらは、現在、しっか

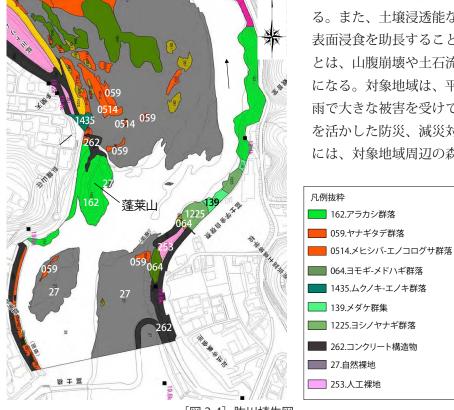


[写真 2-1] 亀山公園 (大洲市誌写真版用写真の一部) (昭和41年~昭和49年頃撮影)

りと管理されている。蓬莱山はアカマツ林を経て現在、シイ、カシ、ヤブツバキやアセビなどの 常緑広葉樹が主体の林となっている。

対象地や周辺の森林を主体とした現在の自然景観は、素晴らしいの一言につきる。しかし、対 象地周辺で放置竹林が拡大しているのは大きな懸念材料である。また、その森林内部では少しず つ変化が起きている。その一つは前述した里山の放置による落葉広葉樹の常緑広葉樹化である。 二つ目は、竹林や広葉樹林を含めてスギやヒノキ林の手入れ不足による土壌浸透能の低下、相対 照度の低下及び形状比の増大である。現在のスギ、ヒノキなどの人工林やシイ、カシなどの広葉 樹林の相対照度は10%以下と非常に暗く、土壌浸食が発生している箇所が多々見受けられる。

これらの変化を食い止めなければ、自然景観の主要部分を占める植生の単純化につながる。そ



れによって自然景観の単純化が進行することにな る。また、土壌浸透能などの低下は、土壌浸食や 表面浸食を助長することになる。そして、このこ とは、山腹崩壊や土石流の発生にもつながること になる。対象地域は、平成30年(2018)7月豪 雨で大きな被害を受けていることから、このこと を活かした防災、減災対策も必要である。具体的 には、対象地域周辺の森林(竹林を含む)をしっ

> かりと、手順に従っ て管理することであ る。そのことが自然 景観の多様性の維持 向上につながる。ま た、このことは景観 面の向上は勿論、防 災、減災にもつなが るということを正し く認識すべきであ る。

[図 2-4] 肱川植生図

(国土交通省 四国地方整備局 大洲河川国道事務所提供「平成 26 年度 肱川植生図」に加筆)

#### (3) 気候

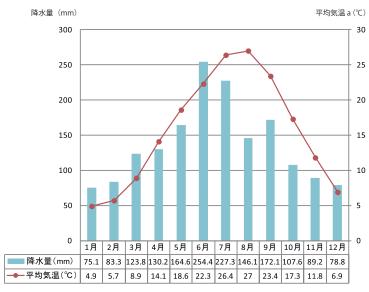
大洲市東部の山間部は内陸性気候に属しているため寒暖の差が大きく、西部は瀬戸内海式気候の温暖小雨の気候である。当地のある中央部は内陸性盆地型気候で昼夜の温度差が大きい。大洲市の月平均気温を見ると、最低の1月で約5℃、最高の8月で27℃であり、年間を通じた温暖差は20℃前後である。年間降水量は約1,650mmであり、瀬戸内型気候と太平洋型気候の中間的な性質を示し、梅雨期や台風期に降水が集中しており、冬季は少ない。

また、大洲盆地の特徴的な気象現象は10月から3月にかけて発生する濃い霧で、霧の上に突き出た山々が島状に見えることから「雲海」と呼ばれ、秋から冬にかけての風物詩となっている。この雲海は、日中と夜半の気温の差によって生じる肱川の水蒸気が上昇して形成されたもので、雲海に覆われた大洲盆地では、昼近くまで霧が晴れることはない。この霧が要因となり、ほかの地域に比べて、日照時間は少なく、曇天の日が多いため、湿度が高い。

流域の盆地の中でも、大洲盆地の霧は発生頻度も高い。これは大洲盆地への冷気の供給域が広くて、日中に伊予灘から高温多湿の空気が谷風あるいは海風として肱川の河口から移流してくるためである。年間霧日数はおよそ110日から40日程度であるが、年による変動も大きい。

さらに、大洲盆地に発生した雲海は、下流域の長浜地区にも「肱川あらし」という独特の気

象現象を生み出している。「肱川あらし」とは、大洲盆地に溜まった霧が、伊予灘に向けて肱川を勢いよく下り流れ出るもので、霧を伴った台風のごとき強風が吹き流れる。「肱川あらし」は、日没後1時間から2時間たってから吹き出し、翌日の正午近くまで肱川の流れにそって海上に向かって吹き出すものである。世界的にも珍しい気象現象で、冬の風物詩となっている。



[図 2-5] 大洲市の年間降水量及び平均気温の平年値(30年平均値) (気象庁ホームページデータを基に作成2018-11-9参照)



[写真 2-2] 大洲盆地に発生した雲海 (大洲市『大洲市歴史的風致維持向上計画』より)



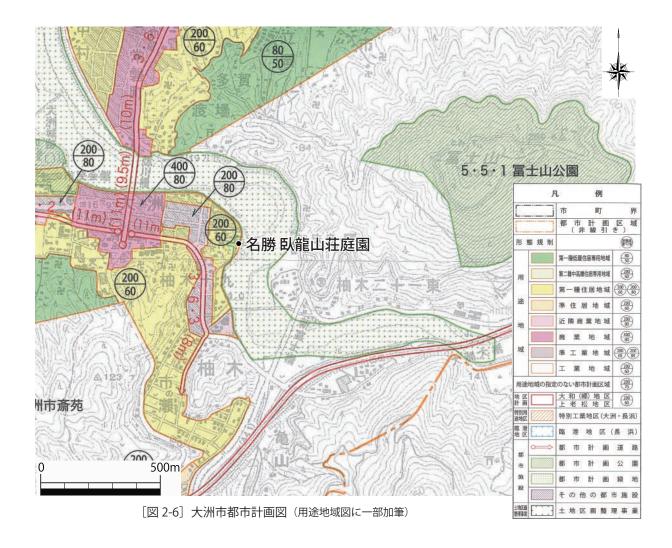
[写真 2-3] 肱川あらし (大洲市『大洲市歴史的風致維持向上計画』より)

# 第2項 社会環境

# (1) 都市計画法

本庭園の周辺一帯は、都市計画法で定める第一種住居地域及び都市計画緑地に位置する。周辺の地域は同じく第一種住居地域で、建蔽率 60%、容積率 200%、床面積 3,000㎡までの住居、店舗、事務所などの建設が可能である。公園西側の国道 441 号線沿いは近隣商業地域で、建蔽率 80%、容積率 200%までの住居、店舗、事務所、倉庫などの建設が可能である。

一方、対岸の冨士山の麓(西側)や新冨士橋方面の柚木は、用途地域の指定のない都市計画区域となり、建蔽率70%、容積率200%までの建造物の建設が可能である。冨士山頂上付近や東側については、都市計画公園(冨士山公園)に指定されている。



# (2) 河川法

肱川は冨士橋(令和6年度撤去)の北を境に、国土交通省(大洲河川国道事務所)の直轄管理区域と愛媛県の管理区域に分かれている。本庭園が位置する区域は直轄管理区域であり、管理者は大洲河川国道事務所である。なお、蓬莱山は計画高水位(堤防などが洪水に耐えることができる水位として指定する最高の水位)によって囲われた区域以外は、河川区域である。

河川法では、次の場合に許可が必要となる。

1.河川区域内の土地を占用する場合

- 2. 河川区域内で工作物の新築、改築、除却をする場合
- 3.河川区域内で土地の掘削、盛土などの形状変更をする場合
- 4. 河川保全区域内で土地の形状変更、工作物の新築、 改築をする場合

これらのほかにも、河川区域内で土石などを採取する場合、竹木の植栽、伐採をする場合、竹木の流送、物件の洗浄、砂利採取などにも許可が必要となる。

# (3) 防災関連の法指定区域

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、急傾斜地崩壊危険区域が指定されている。本庭園周辺では、市ノ瀬、柚木、尾坂、東山根の4箇所である(図2-8)。台風や豪雨、地震の際には被害が及ぶ可能性がある。『大洲市地域防災計画』(令和3年)に基づき、災害に備える必要がある。

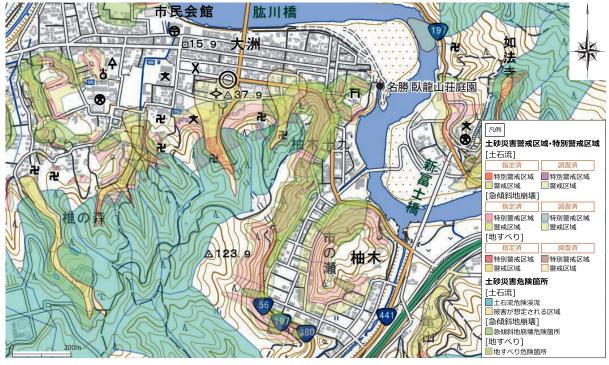
指定区域地では水の浸透を助長する行為、工作物の 設置又は改造、のり切、切土、掘さく又は盛土、立木



[図 2-7] 河川区域図(国土交通省四国地方整備局大洲河川国道事務所提供 一部加筆)

竹の伐採、土砂の採取などの行為は制限され、県知事の許可が必要となる。ただし条件の適用外であれば、許可不要である。

えひめ土砂災害情報マップには土石流、急傾斜地、地すべりの警戒区域などの指定区域を図示しているが、本庭園においては、いずれも指定区域に該当しない。



[図 2-8] えひめ土砂災害情報マップ(愛媛県ホームページより 一部加筆)

# 第3項 歷史環境

大洲市の指定文化財は国指定 10 件、県指定 35 件、市指定 185 件、国登録 14 件、計 244 件存在する(令和6年3月時点)。

このうち、本庭園に関連する文化財として、表 2-1 に挙げた文化財がある。代表的なものとして重要文化財建造物の臥龍山荘、大洲城、如法寺仏殿、市指定有形文化財の旧松井家住宅主屋、市指定名勝の臥龍及び亀山公園、国登録有形文化財の旧加藤家住宅主屋などである。今後、周辺文化財と連携し、さらなる活用を図っていく必要があり、本項では関連文化財を整理する。

大洲城は東に肱川、西に久米川が流れる小丘に築造された平山城である。城跡には本丸を中心とする石垣、国の重要文化財である櫓4棟、県指定文化財である下台所、内堀の一部が現存している。このうち、本丸と二の丸の一部が県の史跡に指定されている。

如法寺は冨士山の中腹にあり、大洲藩 2 代藩主 加藤泰興が寛文 9 年(1669)に、深く帰依した盤珪永琢を開山として創立した、臨済宗妙心寺派に属する寺院である。その仏殿が国の重要文化財に指定されており、また境内は市指定の史跡及び名勝となっている。冨士山の麓となる西側には如法寺河原と呼ばれる河原が広がる。

旧松井家住宅主屋は大正 15 年(1926)、フィリピンにおいて貿易会社を経営した松井國五郎によって建てられた別荘である。東南アジアからの南洋材なども用いられており、貿易業を営んだ松井國五郎を反映させた、国際色豊かな建造物である。庭園については、臥龍山荘の作庭に携わったとされる庭師「植徳」が旧松井家住宅の庭園に携わった記録が残っている。平成 29 年度より整備事業を行い、令和 3 年度より「盤泉荘」として一般公開している。

旧加藤家住宅主屋は旧大洲藩主の末裔である加藤泰通が、大正 14 年(1925)に建築した住宅である。当初、市内にある加藤家の財産管理などを行う事務所や帰省時の居所として使用され、戦後は泰通の隠居所となった。令和 3 年度に宿泊施設として整備され、一部は一般公開している。



[図 2-9] 周辺の関連文化財分布図

[表 2-1] 関連文化財一覧

No.	指定 種別	種類	名称	員数	時代	所在地	指定年月日
1			大洲城(高欄櫓、台所櫓、苧綿櫓)	3 棟	江戸末期	大洲	昭和32年6月18日
2		7-1+ \14:14m	大洲城三の丸南隅櫓	1 棟	江戸後期	大洲	昭和32年6月18日
3	国	建造物	如法寺仏殿	1 棟	江戸中期	柚木	平成4年8月10日
4			臥龍山荘(臥龍院、不老庵、文庫)	3 棟	明治	大洲	平成 28 年 7 月 25 日
5		名勝	臥龍山荘庭園		明治	大洲	令和3年10月11日
6	県	建造物	大洲城下台所	1 棟	不明	大洲	昭和43年3月8日
7	<b></b>	史跡	大洲城跡			大洲	昭和28年2月13日
8		建造物	旧大洲商業銀行本店 (本館 1 棟、倉庫 2 棟)	3 棟		大洲	平成3年8月30日
9	市		旧松井家住宅主屋	1 棟	大正	柚木	平成 28 年 5 月 30 日
10	.,.	史跡及び名勝	如法寺			柚木	昭和31年9月30日
11		名勝	臥龍及び亀山公園			柚木	昭和 31 年 9 月 30 日
12	国 登録	有形文化財	旧加藤家住宅主屋	1 棟	大正	大洲	平成 19 年 7 月 31 日

市指定名勝の臥龍及び亀山公園は、本庭園と関連性が高いため、以下に指定状況を示す。

昭和31年(1956)に臥龍と一体的なものとして市の名勝指定を受けたが、令和3年(2021)に臥龍部分が臥龍山荘庭園として国の名勝指定を受けたことから、指定名称を踏襲したまま、指定範囲は亀山公園部分のみとなった。

名 称:臥龍及び亀山公園

所 在 地:亀山公園 大洲市柚木 670、671、676-3、677-2、678-4

所有者:大洲市

指定範囲: 亀山公園 1 段 8 畝 20 歩 指定年月日: 昭和 31 年 (1956) 9 月 30 日

説 明: 肱川左岸臥竜の上流約200米の地にあり、絹雲母千枚岩を母岩とする南北に細長

い小丘である。

この公園の大半はもと新谷村池田鉄太郎氏の所有で、大洲町泉源太郎、浅太郎父子によっておおむね現状の如く景致を整えたが、大正 15 年肱川町に通ずる県道開墾に当たって池田氏から大洲町へ寄贈し現在に至っている。公園丘上からは東は肱川上流、菅田方面、西は下流臥竜に続く蛇行形の清流や、遠く或いは高く梁瀬山、根太山、冨士山、三笠山、神楽山、柚木の市街などを眺めることができる。

また公園内には植栽を含めて約 150 種の植物があり、北端のクロマツ、その他オニグルミ、カワラハンノキ、ユキヤナギ、ソメイヨシノ、タカオモミジ、キシツツジ、ギボウシなど特記してよいものであろう。その他蘚苔類、地衣類など若干がある。

指定理由:水郷大洲を代表する景勝地として価値あるものと認める。

保存の条件:景観を損ずる樹木の伐採、岩石の破壊、建造物の構築などをせぬこと。

出典:大洲市教育委員会『大洲市文化財調書集』(平成元年(1989)4月)

# 第2節 沿革と史料

# 第1項 沿革

#### (1) 臥龍山荘の造営

臥龍山荘は肱川を望む景勝地に建つ。この地は、近世から知られる名所であり、文禄年間(1592~1596)には大津城主藤堂高虎の重臣であった渡辺勘兵衛\*6がこの付近に邸宅を構えたといわれている。また、江戸前期頃には、伊予大洲藩二代藩主加藤泰興の嫡男泰義が「勘兵衛邸跡」と呼ばれる場所の下屋敷に居住していたことが、『温故集巻之四』(藩主や家臣の逸話をまとめたもの)に記されている。また、三代藩主加藤泰恒はこの地をこよなく愛し、蓬莱山が龍の臥す姿に似ていることから「臥龍」と名付け、奈良県吉野の桜や同県龍田の楓などを移植し、より一層の風致を加えたとされる。幕末まで、この場所は歴代藩主の遊賞地であったが、明治維新後は自然荒廃した。

しかしその後も『大洲名所圖会』(慶応2年(1866))に「臥龍淵」として取り上げられるなど、 地誌類や絵図に描かれ、臥龍の淵が景勝地として注目されていたことが分かる。

現在の臥龍山荘を建てたのは、明治時代に木蝋貿易で財を成した豪商河内寅次郎である。地元大洲の大工中野寅雄を棟梁に、日本を代表する伝統技術を持った千家に出入りする職人を呼び寄せて延べ9,000人役で数寄屋建築を建てた。また、庭園は神戸の庭師「植徳」が10年がかりで施工したという。全体の構成は、神楽山を背に東南の冨士山、梁瀬山、根太山、亀山などの緑豊かな山々と肱川、如法寺河原を眺望景観とし、建造物の不老庵、臥龍院、文庫、知止庵と庭園、蓬莱山よりなる。昭和30年代には知止庵の南に藤柵(棚)と雪隠(便所)があった。

臥龍山荘造営の歴史について、土地の取得時期について見ると、明治32年(1899)2月に城甲乙吉 (1895)12月に城甲乙吉 (1895)12月に城甲乙吉 (1895)12日によって蓬莱山や不老庵、知止庵付近の土地が順次取得され、明治36年(1903)にまとめて河内寅次郎へ所有権が移転されている。続いて、臥龍院、文庫付近の土地が明治35年(1902)に大洲町から払下げられ、翌36年に河内寅次郎へ所有権が移転されている (1895)18日に、18

次に山荘内の整備時期について見ると、明治32年5月に不老庵付近の石垣を築いて造成がなされ、明治34年(1901)5月に不老庵が完成した。明治35年(1902)1月の時点では、不老庵のほかに現知止庵の位置に2階建ての建造物、蓬莱山に与楽亭、蓬莱山との間に藤雲橋が整備されているが、臥龍院や文庫のある臥龍山荘北側の部分についてはまだ造成されていない。その後、明治37年(1904)6月に文庫、明治38年(1905)2月に臥龍院が上棟し、明治39年(1906)には浴室が竣工し、明治40年(1907)頃に全体が完成したとされる。臥龍山荘の造営にあたって、実際の土地の取得や現場の采配については、当時神戸に居た寅次郎に代わって乙吉が取り仕切ったと考えられる。

明治期以降の変遷は、明治 42 年(1909)に施主の河内寅次郎が亡くなった後、養家の城甲家が管理した。その後、一族親戚が居住管理してきたが、昭和 53 年(1978)に河内陽一からの寄付により、大洲市の所有となった。昭和 54 年(1979)に蓬莱山に東屋が設置されるなどの整備工事が完成し、翌 55 年(1980)一般公開を開始した。平成 7 年(1995)には、自治省の地域文化財保全事業として「平成の大改修」を開始し、翌 8 年(1996)に完成した。平成 22 年(2010)からは、商工観光課(現 観光まちづくり課)の管轄のもと、指定管理団体によって、施設や設備の管理及び一般公開が運営されている。

#### -21 -

註 6. 渡辺了(1562-1640)通称は勘兵衛。羽柴秀吉、中村一氏などに仕えた後、2万石の高禄により高虎に迎えられた。 勘兵衛屋敷の正確な位置は明らかでないが、現在も「勘兵衛邸」という小字名が残る。

<sup>7.</sup> 城甲乙吉は寅次郎の義妹の夫にあたり、寅次郎から城甲家の家督を継いだ。

<sup>8.</sup> 大洲市役所の土地台帳による。

# [表 2-2] 臥龍山荘庭園の略年表(※史料の記載がないものは出典:『水郷の数寄屋 臥龍山荘』(平成 24年))

時代	和曆(西	i曆)	出来事	史料	備考
安土桃山	文禄 4 年	1595	この頃、「勘兵衛屋敷」が建ったとされる		藤堂高虎の重臣、渡辺勘兵衛
	承応元年	1652	この頃、加藤家の下屋敷に泰義が住む	『予陽郡郷里諺集』、『温故集』	『えひめの記憶』データベース
江戸	延宝2年	1674	加藤泰恒、第三代藩主に就任 以降、歴代藩主が臥龍を遊賞の地としたとされる		加藤泰恒は泰義の次男
	元文3年	1738	大洲で木蝋生産が始まる		
	嘉永6年	1853	河内寅次郎、新谷に生まれる		
	明治8年	1875	肱川に「浮亀橋」が完成		現 肱川橋の地に架橋
	明治 12 年	1879	寅次郎、大洲の城甲與一兵衛の養子となる		
	HEIV oo be	1887	この頃、肱川で筏流しが活発となる		
	明治 20 年	1007	亀山北端に久留米より勧請した水天宮が祀られる	『ふるさとの歩み』	
	明治 21 年	1888	寅次郎、海外貿易のため神戸に乗り出す		
	明治 23 年	1890	寅次郎、池田貫兵衛とともに「喜多組」設立		
	明治 27 年	1894	神戸港において、木蝋輸出がピークを迎える		
	明治 28 年	1895	肱川の舟運がピークとなる		大正5年 (1916) 頃まで
	明治 32 年	1899	城甲乙吉が臥龍の土地を買い入れする	土地台帳	明治 36 年寅次郎へ所有権移転
	97日 32 平	1633	不老庵下の石垣施工	石垣の石碑の銘文	
明治	明治 33 年	1900	不老庵着工	「不老庵建築始書」	
	明治 34 年	1901	不老庵竣工	祈祷札	
	明治 35 年	1902	藤雲橋、2 階建の建造物、与楽亭の存在	「伊豫國大洲町市街圖」	
	明治 36 年	1903	寅次郎が臥龍山荘北部の敷地を取得する	土地台帳	
			臥龍院着工	板図	河内陽一、寅次郎の養子となる
	明治 37 年	1904	文庫上棟	棟札	
			池田貫兵衛が現 亀山公園の敷地を取得する		
	明治 38 年	1905	臥龍院上棟	棟札	明治 40 年(1907)頃に全体完成か
	明治 39 年	1906	「浴室便所」が竣工	『愛媛県の近代和風 – 近代和風建築総 合調査報告書 – 』	
	明治 40 年	1907	貫兵衛、神戸で亡くなる。享年 65 歳		
	明治 42 年	1909	寅次郎、神戸で亡くなる。享年 56 歳		
	大正2年	1913	肱川橋開通		浮亀橋は亀山の地に移設される
大正	大正 13 年	1924	道路が開通し、肱川から舟運が姿を消す		
	大正 15 年	1926	県道開削。亀山公園の敷地が池田鉄太郎より大洲町へ寄贈される	「大洲町勢一覧」大正 12 年、 「大洲名所旧蹟案内圖」昭和 3 年	昭和3年(1928)までの間に亀山公園が設置される
	昭和7年		翌年頃までに浮亀橋が冨士橋に変わる		
	昭和 19 年	1944	肱川河川改修工事に着工		
			河内陽一、大洲へ帰省して臥龍山荘の住人となる		
	昭和 24 年	1949	「浴室便所」を知止庵(茶室)に改築する		
	昭和 31 年		臥竜及び亀山公園が大洲市の名勝に指定される		
	昭和 41 年		亀山公園に西本一都の句碑を設置する	句碑の刻銘	
昭和	昭和 51 年		河内陽一、臥龍山荘の寄付を大洲市へ申し入れる		
	昭和 53 年		臥龍山荘、大洲市による維持、管理が始まる		大洲市所有となる
	昭和 54 年	1979	臥龍山荘整備完成		対力明 ち古田田でナマナノとフ
	昭和 55 年	1980	臥龍山荘、一般公開開始		河内陽一、兵庫県川西市で亡くなる 享年 94 歳
	昭和 57 年	1982	臥龍院、不老庵が大洲市有形文化財に指定される		
	昭和 60 年	1985	臥龍院、不老庵が愛媛県有形文化財に指定される		
	昭和 62 年		新富士橋完成		
	平成5年		臥龍山荘の実測調査を実施	「臥龍山荘実測調査業務報告書」	
	平成7年		臥龍山荘「平成の大改修」開始。翌年に完了		
平成	平成 22 年		指定管理者団体による運営、公開が始まる		
	平成 28 年		臥龍院、不老庵、文庫が重要文化財に指定される		
	平成 29 年		名勝地調査の実施(3か年)		
令和 -	令和2年	2020			
	令和3年	2021	臥龍山荘庭園が国の名勝に指定される		

#### (2) 実業家 河内寅次郎と木蝋

河内寅次郎は、嘉永6年(1853)に大洲と内子の間にある陣屋町の新谷に生まれた。河内家の生家は「河ノ内屋」という商家で、製油業や藩専売の大洲半紙で繁盛し、伊予の長者番付に掲載されるまでになった。四代目助三郎は藩から名字帯刀を許され、長老上席を仰せ付けられた。四代目助三郎は製油のほかにハゼの実を原料とする木蝋の製造も始めた。寅次郎はこの四代目の三男である。五代目助三郎正孝は家業であった製油業から木蝋の製造に主力を移し、それとともに木蝋の精製加工も始めた。明治17年(1884)の香川と愛媛の豪農及び豪商の長者番付では、五代目助三郎が愛媛で6位になっている。

寅次郎は明治12年(1879)、26歳で大洲の城甲與一兵衛の養子となった。城甲家も大洲藩から名字帯刀を許された御用商人で、当主は代々與一兵衛を名乗った。十代城甲與一兵衛の長女ワキ(和幾)と結婚し、河内姓を名乗ることを条件に寅次郎は婿養子となり、養家の家業を継いだ。その後、家督を次女タメ(為)の婿養子城甲乙吉に譲り、寅次郎自身は明治20年(1887)頃、長崎在住の華商(中国系商人華僑)が木蝋輸出で成果を上げていることに着目し、翌21年(1888)、自ら神戸に進出し、海外貿易の拠点とした。その頃、同じ新谷出身の貿易商池田賞兵衛\*9が神戸からの製茶の輸出で利益を得て、神戸財界のホープとなっていた。2人が結びついた経緯は不明であるが、明治23年(1890)、池田貫兵衛とともに「喜多組」という株式会社を設立した。関西各地の晒木蝋\*10を外国向けに販売するための会社で、同27年(1894)には河内助三郎も加え、「喜多組池田河内合名会社」に改称した。さらに、翌28年(1895)には、寅次郎が主宰者となり、「第一回全国木蝋大会」を大洲で開き、同年には「大日本木蝋会」という全国組織が発足している。

神戸を拠点に活動していた寅次郎が故郷の大洲に別荘を造ろうと考え、臥龍の土地を取得したのは、明治32年(1899)、46歳の時である。臥龍山荘は明治40年(1907)頃に完成するが、明治42年(1909)、寅次郎は神戸で大病を患い、56歳という若さで亡くなった。

#### (3) 大工 中野寅雄の仕事

本庭園の建造物は、大洲の大工である中野寅雄が棟梁となり建築された。中野寅雄(戸籍名は 虎雄)は、明治3年(1870)、大洲藩の作事方(建築、修理に携わる下役)であった中野家に 生まれた。中野家には大洲城の木組みをかたどった「天守雛形」(現在は市立博物館が所蔵)や 大洲八幡神社の社殿設計図などが残されている。

寅次郎と中野寅雄がどのように知り合ったかは不明であるが、中野家が代々城や神社の普請をする棟梁の家だということに着目したのではないかと考えられる。寅雄は明治 33 年(1900)の不老庵着工から臥龍山荘の竣工まで携わった。

その後も棟梁を務め、明治 41 年(1908)に冨士山の山腹に不老庵と同じ懸造の如法寺毘沙門堂を建築したほか、明治 45 年(1912)には、河内家の親戚である宮内家(伊予市)の隠居所となる数寄屋を建て、臥龍院の手法や意匠を活かしている。

さらに、昭和9年(1934)には中野良次(寅雄の弟)と中野文俊(良次の養子)が梁瀬山にある少彦名神社の参籠殿を建築している。参籠殿も懸造で、大洲にある3棟の懸造は全て中野家一族が携わっている。昭和10年(1935)に中野寅雄は満64歳で亡くなった。

#### (4)整備履歷

大洲市特有の自然環境を保全するとともに、水と緑のまちづくりを目的とした整備を進めるため、昭和48年(1973)に河川敷地約188.1haについて公有水面を含んだ肱川緑地とし、都市計画決定を行った。昭和53年(1978)には、本庭園を含めるために区域を拡大し、区域面積を約188.4haに変更した。同年、本市が用地及び建築物を取得し、昭和54年(1979)に都市計画緑地の整備に着手した。

本庭園に関わる修理履歴については、確認されている資料によると前述の昭和 60 年(1985)の被害に伴う災害復旧工事で石垣と東園路沿いの擬木柵の修理を行った。建造物においては、平成7~8年度に臥龍院、文庫、不老庵、知止庵の大規模な修理を行った。その後は平成12年(2000)に、不老庵西側と知止庵西側にある石垣老朽化に伴い、解体修理を実施した。脆弱な裏込め土を撤去のうえ、裏込めをコンクリートにし、乱積にて新たに石垣を積み直した。また、主庭の平場を造成している石垣の角部分約2.4㎡の修理も実施した。

平成19年(2007)には、肱川から市内水路(おはなはん通り)へ安定的に導水するため、取水管の追加及び取水工構造を変更する工事を行い、それに併せて護岸を石張りとし、渡河橋を擬木橋に改修した。その後、肱川増水時に渡河橋の周辺にゴミが多量に堆積し、景観を著しく阻害することから、同26年(2014)に橋の高さ、形状を改修し、改善を図った。このコンクリート橋が現在見られる渡河橋である。この改修工事で取水施設も橋の高さに合わせて低くし、流下阻害を解消するよう改善した。しかしながら、現在も台風や大雨で肱川が増水すると、流木竹やゴミが臥龍の淵及び渡河橋周辺に堆積しており、大幅な改善には至っていないのが現状である。

平成 28 年度以降は文化財庭園保存技術保持者による指導のもと、植栽及び庭園の管理を行っており、小修繕を実施してきた。主に修復剪定や地割修復、園路の危険箇所の修復などである。

平成30年度には文化財庭園保存技術者協議会の実技技能研修会場となり、作庭意図に基づき周囲の眺望景観を取り込むため、植栽の強剪定や支障木の伐採など庭園景観の改善を図る大規模な整備を実施した。また、舟着場跡の堆積土除去も実施し、石段と舟着きの平場を確認することができた。その後も大洲市教育委員会の確認調査により、舟着場跡から続く石段や園路の遺構調査を継続している。



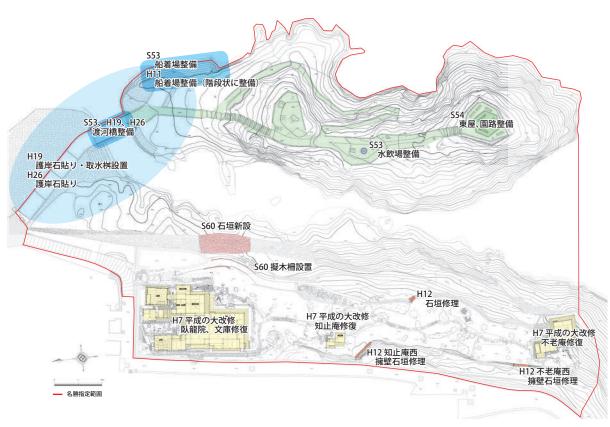
[写真 2-4] 渡河橋 (平成 26 年度整備時) (平成 26 年 完了申請より)



[写真 2-5] 遺構調査の状況

# [表 2-3] 臥龍山荘庭園の整備履歴

時代	和曆(西曆)		整備内容	資料	備考
明治	明治 40 年 1907		この頃に臥龍山荘が完成する		
	昭和 19 年	1944	肱川河川改修工事に着工		
	昭和 53 年	1978	蓬莱山の整備 船着場、渡河橋(擬木橋)、水飲み場を整備	河川区域占用申請書	大洲市所有となり、大洲市 による維持、管理が始まる
昭和	昭和 54 年	1979	蓬莱山の整備 休憩所、園路を整備		
	昭和 60 年	1985	豪雨により臥龍山荘内の園路に被害が生じる 園路災害復旧工事の実施 石垣(臥龍の淵側)復旧工事 約150㎡ 擬木柵復旧	現状変更申請書	
	平成7年	1995	臥龍山荘「平成の大改修」開始。翌年に完了 臥龍院、文庫、不老庵、知止庵の修理		
	平成 11 年	1999	この頃、蓬莱山の船着場を階段状に整備		
	平成 12 年	2000	石垣解体修理の実施 不老庵横擁壁の石垣 13㎡ 知止庵横擁壁の石垣 10㎡		
平成	平成 19 年	2007	河道管理道、渡河整備及び取水施設の整備 渡河橋の整備、取水桝の設置、護岸石張り	現状変更申請書	現状変更申請書では歩道橋 としている
	平成 26 年	2014	河道管理道、渡河橋整備及び取水施設の整備 渡河橋整備、護岸石張り	現状変更申請書	現状変更申請書では歩道橋 としている
	平成 28 年	2016	文化財庭園保存技術保持者による植栽及び管理指導による庭園 整備開始(以降、毎年実施)		
	平成 30 年	2018	文化財庭園保存技術者協議会による実技技能研修 植栽の強剪定、支障木の伐採、船着場跡の堆積土除去など豪 雨災害により蓬莱山の構造物に被害が生じる。翌年に復旧		



[図 2-10] 臥龍山荘庭園の整備箇所

#### (5) 水害と対策

大洲盆地は肱川とその支流が集中して洪水被害を受けやすい地形であり、河床勾配が緩く、平野の広がりがないため、出水時に水が流れにくくなっている。そのため、藩政時代におよそ3年に1回、明治に入ってからは2年半に1回という高い頻度で洪水が起こっていた。古い時代から人々は水害に悩まされてきたが、大洲藩政が固定してから特に治水に力をいれ、川幅を広くしたり、「ナゲ(石積みの水制)」を築かせて流れの方向を変えたりなどの整備を行った。「ナゲ」は堤防を守るだけなく、川舟の停泊地としての役割も兼ね備え、現存しているものもある。

また、川沿いにはマダケ、ホテイチクを植え、さらにエノキを混植した水害防備林を造営した。これを「御用藪」として管理し、堤防の崩壊を防ぐとともに、氾濫時の流木やゴミなどを防ぐフィルターの役割も果たした。今は本支流とも、近代的な護岸工事が進められて、水害防備林は次第に姿を消しているが、今も各所に昔の面影をとどめており、周囲の山並みと調和した景観を形成している。

昭和期以降現在までの治水は、昭和 18 年 (1943)の大洪水の翌年、戦時中の昭和 19 年 (1944)に肱川工事事務所(現大洲河川国道事務所)が直轄改修工事に着手したのが始まりである。旧大洲町の主要部および新谷市街地を輪中堤で囲み、残りの平野部は遊水池として残す局所的なものであった。その後、昭和 20 年代に堤防を造る河川改修事業を行い、平行してダムの建設による洪水調節機能の強化が図られ、昭和 34 年 (1959)に鹿野川ダムが完成した。昭和 50 年代前半までに矢落川右岸の一部を残して肱川本川の若宮地区の築堤工事が完成し、同 57 年 (1982)に野村ダムが完成した。

砂防事業については昭和14年(1939)より県の補助事業として実施し、昭和19年(1944)より国の直轄事業として実施されたが、昭和42年(1967)の嵯峨谷堰堤竣工を最後に国の直轄事業は終了し、現在は県の補助事業として実施している。

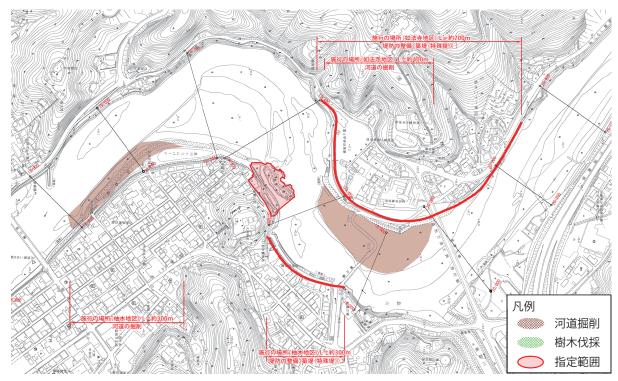
平成7年(1995)7月洪水で被害を受けたことから、「直轄河川激甚災害対策特別緊急事業」が採択され、5年間で5.8 kmの築堤事業が実施された。そのほか、大洲盆地より下流の山が迫った地域においては宅地嵩上げによる改修事業が行われた。

本庭園の被害については、昭和60年(1985)6月30日の豪雨で、臥龍山荘内の園路が被害を受けている。同年に園路災害復旧工事(石垣、外柵)が行われた\*11。さらに、平成30年(2018)7月豪雨により平成以降最大規模の浸水被害を受け、蓬莱山と周辺の構造物に被害が及び、翌年

に復旧工事(石垣、柵、舗装)が行われた。現在、国土交通省と愛媛県が連携し、令和5年度の完成を目指して「肱川河川激甚災害対策特別緊急事業」による緊急治水対策を実施している。その事業の一部として、本庭園の対岸にあたる如法寺地区及び南側の柚木地区において、築堤工事を実施している。



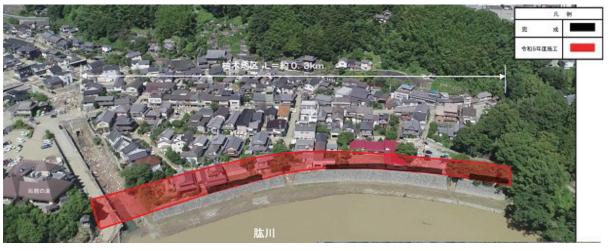
[写真 2-6] 如法寺地区の築堤工事の状況



[図 2-11] 緊急治水対策工事箇所 (『肱川水系河川整備計画 (中下流圏域)』原稿案より)



[図 2-12] 緊急治水対策工事の進捗状況 如法寺地区(2024年1月現在)



[図 2-13] 緊急治水対策工事の進捗状況 柚木地区 (2024年1月現在)

# 第2項 名勝指定後の追加調査

# (1) 史料調査

名勝指定後、新たに3点の絵葉書(史料2-1、2-4、2-5)と2点の古写真(写真2-7、2-8)が確認されたことから、本項で報告する。

史料 2-1 は対岸の如法寺河原から撮影された絵葉書であり、昭和 8 ~ 19 年 (1933 ~ 44) に発行されたものである。蓬莱山と不老庵が写り、肱川では木材を運ぶ筏流しの様子が写る。蓬莱山南側の頂部には、不鮮明ではあるが建物が写っており、明治 35 年 (1902) 「伊豫國大洲町市街圖」や大正 5 年 (1916) 「大洲十二景図」に描かれた与楽亭と考えられる。

さらに、この絵葉書では右端に写っている建物が注目される。蓬莱山東側の入江に面した岩盤



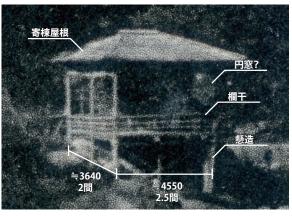
[史料 2-1]「(大洲風景) 臥龍ノ全景」 (絵葉書 昭和 8 ~ 19 年 個人蔵)



[史料 2-1-2] 史料 2-1 白枠 1 部分拡大(与楽亭か)



[史料 2-1-3] 史料 2-1 白枠 2 部分拡大



[図 2-14] 建物規模推測図 (史料 2-1-3 に加筆)



[史料 2-2]「伊豫國大洲町市街圖」に描かれた与楽亭 (部分図 明治 35 年 大洲神社蔵)



[史料 2-3]「大洲十二景図」に描かれた与楽亭 (部分図 大正5年 市立博物館蔵)

上に懸造で建てられた寄棟造の建物で、桁行 2.5 間、梁間 2 間の規模と推測される。南、東面に欄干を巡らしており、肱川に向って大きく開口しているのが分かる。北面は不鮮明であり開口しているようにも見えるが、円窓の可能性もある。形状からみて仮設的な建物とは考えにくく、一定期間所在したものと思われるが、この建物を示す史料としては唯一のものである。本庭園との関連は不明であるが、ある時期に与楽亭と併存する建物があったことを示す重要な史料である。

史料 2-4 も同様の方向から撮影された絵葉書であり、明治 40 年(1907)~大正 6 年(1917) に発行されたものである。不老庵下の自然露岩や石垣が未だ樹々に覆われてない状況からも、臥 龍山荘が完成して間もない頃の写真と思われる。

この絵葉書にも史料 2-1 の絵葉書と同様に、与楽亭と考えられる建物が確認できる。樹木に隠れて全容は確認できないが南、東面の一部が写り、先の絵葉書に比べて比較的鮮明なものである。これを見ると、切妻の屋根で東面が庇状になっており、その庇の北半部が張り出した形状となっている。桁行 2 間程度の東面を開口し、梁間方向の南面と北面の半間部分にそれぞれ欄干が設けられている。「伊豫國大洲町市街圖」に描かれているような円窓までは確認できないが、切妻屋根で東面の北半部が張り出した形状などは良く似ており、この建物が与楽亭である可能性は高い。これまでに確認されていた与楽亭の写真の中で、最も建物の形状が分かる史料である。

さらに、この絵葉書に写っている不老庵からも重要な情報を読み取ることができる。不老庵の 南面に現在は見られない扁額が掛かっていたことが分かり、現在北面に掛かっている扁額とも形 状は異なっている。扁額を肱川(上流)方向へ向けていたことから推測すると、臥龍山荘の外(肱 川)からの眺望に対して意識していた様子を窺うことができる。



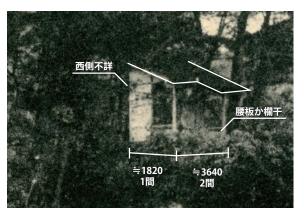
[史料 2-4]「大洲八景 臥龍の眺望」 (絵葉書 明治 40 年~大正 6 年 個人蔵)



[史料 2-4-2] 史料 2-4 白枠 1 部分拡大(与楽亭か)



[史料 2-4-3] 史料 2-4 白枠 2 部分拡大 (不老庵)



[図 2-15] 与楽亭建物規模推測図(史料 2-4に加筆)

史料 2-5 は蓬莱山への渡河橋あたりから臥龍の淵が撮影された絵葉書であり、史料 2-4 と同じ「大洲八景」というシリーズで、明治 40 年(1907)~大正 6 年(1917)に発行されたものである。

庭園と蓬莱山を繋ぐ2本の架線が写っており、「伊豫國大洲町市街圖」に描かれている藤雲橋に見られるワイヤーと思われる。注目されるのは、庭園側に2本の架線を繋ぐ横材が見られることで、これは「大洲十二景図」に描かれた梯子状の藤雲橋とも符合し、藤雲橋の具体的な構造を知ることができる。



[史料 2-5]「大洲八景 裏臥龍の朝」 (絵葉書 明治 40 年~大正 6 年 個人蔵)



[史料 2-5-2] 史料 2-5 白枠部分拡大(藤雲橋の架線)

写真 2-7 及び 2-8 は昭和 60 年 (1985) に建造物が県の有形文化財に指定された頃の写真である。臥龍の淵に面した石垣の中には、かつて自生の樹木が取り込まれた部分が4箇所あり、現在は空洞化するなどして樹木が残っているのは北側の1本のみとなっているが、この頃までは3本の樹木が残っていたことが分かる。また、石垣の中に樹木の生い茂った部分のあることが確認でき、昭和60年 (1985)の園路災害復旧工事により新たな石垣が整備される前の状況が分かる。



[写真 2-8] 臥龍の淵 (昭和 59 年頃)



[写真 2-7] 石垣整備前の状況 (昭和 59 年頃)



[写真 2-9] 現在の石垣

#### (2) 庭園遺構調査

名勝指定以降、本庭園では継続して庭園遺構調査を行い、令和5年(2023)7月19~20日、11月30日~12月1日に実施した調査によって、不老庵南西部の崖地に石積と石組、及び崖下の地中に土管を確認した。

崖際に数石の石が見えていたため落葉や堆積土を除去したところ、土留めとして設けられた石 積と崖の傾斜面に組まれた石組が表出した。

石積は結晶片岩を用いた石積で、臥龍院地区の東側の園路沿いの石垣と比べ、一部の石を突出させる造りは似ているが、経年変化もあり一部不安定な区間が見られる。石組は崖地の岩盤に沿うように段状に組まれ、海蝕の石や段状の石など意匠的な石材が用いられている。

さらに石組の下部で埋設された土管が確認された。この土管は、庭園の南端にあたる石垣の下部に排水口が設けられており、この石垣の下を通って敷設されていることから、当初から設置されたものである可能性が高い。土管の方向と取水口を確認するため部分的に遺構調査を実施したところ、土管は全長約3.4 mで5本の管を繋いでやや屈折しながら、現在鉄製燈籠が置かれた景石まで延び、最終的に地表下約32cmの景石の根元に当てるようにして途切れた。この部分が取水口であったと考えられるが、明確な取水施設を確認できない。

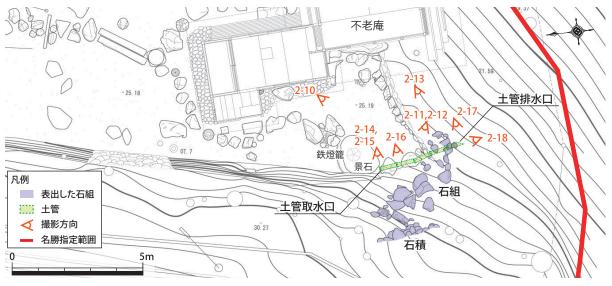
崖地に沿う石組は、庭園の造営当初に造られた蓋然性が高いが、土管取水口への導水線上には、 この地方にはないケラマツツジが植栽されている。今後の継続調査を必要とする。



[写真 2-10] 石組確認箇所(不老庵南西部)



[写真 2-11] 確認された石組、石積



[図 2-16] 不老庵南西部 調査成果



[写真 2-12] 確認された石組



[写真 2-13] 確認された石積



[写真 2-14] 石組に用いられた意匠的な石材



[写真 2-15]石組下部 土管周辺の石組



[写真 2-16]土管 排水口(東より)



[写真 2-17] 土管 取水口 (東より)



[写真 2-18]土管 取水口(東より)



[写真 2-19] 土管 内部